

第249回一関市教育委員会定例会

日時 令和5年3月23日（木）

午後1時から

場所 川崎市民センター

1 開 会

2 議 事

- 議事日程第1 議案第9号 教育機関の長の任命に関し議決を求めることについて
- 議事日程第2 議案第10号 一関市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて
- 議事日程第3 議案第11号 一関市視聴覚ライブラリー設置管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議事日程第4 議案第12号 教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議事日程第5 議案第13号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程等の一部を改正する訓令の制定について
- 議事日程第6 議案第14号 一関市個人情報等保護管理規程の制定について

3 報 告

- (1) 教職員の懲戒処分について (資料No.1)
- (2) 令和5年度予算の概要（教育費等）について (資料No.2)
- (3) 行事報告及び行事予定について (資料No.3)

4 その他

5 閉 会

第249回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第9号	教育機関の長の任命に関し議決を求めることについて
議案第10号	一関市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて
議案第11号	一関市視聴覚ライブラリー設置管理規則の一部を改正する規則の制定について
議案第12号	教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
議案第13号	教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程等の一部を改正する訓令の制定について
議案第14号	一関市個人情報等保護管理規程の制定について

議案第9号

教育機関の長の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり教育機関の長を任命することについて、議決を求める。

1 任命

(1) 幼稚園（任期 令和5年4月1日～令和6年3月31日）

職	氏名	備考
赤荻幼稚園長	千葉敏之	再任
摺沢幼稚園長	芦宏	再任

(2) 図書館（任期 令和5年4月1日～令和6年3月31日）

職	氏名	備考
大東図書館長	岩渕敏郎	再任

(3) 博物館等（任期 令和5年4月1日～令和6年3月31日）

職	氏名	備考
石と賢治のミュージアム館長	菅原淳	再任

令和5年3月23日提出

一関市教育委員会教育長 小菅正晴

理由

教育機関の長の任期満了等に伴い、新たに任命しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第10号

一関市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり一関市文化財調査委員の任命をすることについて議決を求める。

1 任命(発令:令和5年4月1日付け、任期:令和5年4月1日～令和7年3月31日)

No.	氏名	年齢	住所	選出区分	専門分野	備考
1	千葉 信胤	61	一関市	全市枠	民俗(民俗芸能)	
2	工藤 武	71	一関市	全市枠	考古(中世)	
3	菊池 薫	69	一関市	全市枠	建築	
4	大島 晃一	70	一関市	全市枠	歴史(近世)	
5	西 幸子	61	一関市	地域枠	歴史	
6	佐々木繁喜	67	一関市花泉町	地域枠	地質、考古	
7	山川 純一	50	一関市花泉町	地域枠	考古	
8	及川 雅晴	70	一関市大東町	地域枠	民俗、郷土史	
9	佐野 修弘	70	一関市大東町	地域枠	歴史	
10	千葉 浩	60	一関市千厩町	地域枠	郷土史	新任
11	菅原 良太	46	一関市千厩町	地域枠	歴史、郷土史	
12	山崎 司朗	74	一関市東山町	地域枠	郷土史	新任
13	千葉 栄一	73	一関市室根町	地域枠	歴史、郷土史	
14	海野 哲彦	68	一関市川崎町	地域枠	歴史、郷土史	
15	八巻 徹	69	一関市藤沢町	地域枠	歴史、郷土史	
16	金野 壮	66	一関市藤沢町	地域枠	郷土史	新任

令和5年3月23日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

理由

委員の任期満了に伴い任命しようとするものである。これがこの議案を提出する理由である。

議案第11号

一関市視聴覚ライブラリー設置管理規則の一部を改正する規則の制定について

一関市視聴覚ライブラリー設置管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和5年3月23日

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市視聴覚ライブラリー設置管理規則の一部を改正する規則

一関市視聴覚ライブラリー設置管理規則（平成17年一関市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>一関市視聴覚ライブラリー設置<u>管理</u>規則</p> <p><u>(趣旨)</u> 第1条 この規則は、一関市視聴覚ライブラリー（以下「ライブラリー」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(設置)</u> 第2条 視聴覚教育の充実を図るための機関として、次のとおりライブラリーを設置する。</p> <table border="1" data-bbox="159 1161 1084 1300"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一関市視聴覚ライブラリー</td> <td>岩手県一関市竹山町7番2号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	一関市視聴覚ライブラリー	岩手県一関市竹山町7番2号	<p>一関市視聴覚ライブラリー設置<u>等に関する</u>規則</p> <p><u>(設置)</u> 第1条 視聴覚教育の充実を図るため、視聴覚ライブラリー（以下「ライブラリー」という。）を設置する。</p> <p><u>(名称及び位置)</u> 第2条 ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1128 1117 2074 1300"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一関市視聴覚ライブラリー</td> <td>一関市立一関図書館内</td> </tr> <tr> <td>一関市視聴覚ライブラリー 千厩分館</td> <td>一関市立千厩図書館内</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	一関市視聴覚ライブラリー	一関市立一関図書館内	一関市視聴覚ライブラリー 千厩分館	一関市立千厩図書館内
名称	位置										
一関市視聴覚ライブラリー	岩手県一関市竹山町7番2号										
名称	位置										
一関市視聴覚ライブラリー	一関市立一関図書館内										
一関市視聴覚ライブラリー 千厩分館	一関市立千厩図書館内										
<p><u>(事業)</u> 第3条 ライブラリーは、次の事業を行うものとする。</p>	<p><u>(事業)</u> 第3条 ライブラリーは、次の事業を行うものとする。</p>										

<p>(1) 視聴覚教材 <u> </u> 機材の整備に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 視聴覚教育の各種研究会及び講習会の開催 <u>及び</u> 指導助言に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 視聴覚関係機関 <u> </u> 団体相互の関連事項に関すること。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(補則)</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか、ライブラリーの管理 <u>及び</u> 運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>(1) 視聴覚教材 <u>及び</u> 機材の整備に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 視聴覚教育の各種研究会及び講習会の開催 <u>並びに</u> 指導助言に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 視聴覚関係機関 <u>及び</u> 団体相互の関連事項に関すること。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(補則)</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか、ライブラリーの管理 <u> </u> 運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

理由

ライブラリーの追加を行うほか、所要の改正を行うもの。これが、この議案を提出する理由である。

議案第12号

一 関市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
 一 関市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和5年3月23日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
 一関市教育委員会行政組織規則（平成17年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育総務課の分掌事務) 第5条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) [略] (5) 事務局及び教育委員会の所掌に属する学校_____その他の教育機関の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）を除く。以下「事務局職員等という。」）の任免、分限、懲戒、服務、賞罰その他身分に関する事。 (6)～(20) [略] (21) 教育財産_____の管理の総括に関する事。 (22) 市立学校その他の教育機関_____の施設の整備及び営繕に関する事。 (23)～(25) [略] (学校教育課の分掌事務) 第6条 学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(教育総務課の分掌事務) 第5条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) [略] (5) 事務局及び教育委員会の所管に属する学校(幼稚園を除く。)_その他の教育機関の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）を除く。以下「事務局職員等という。」）の任免、分限、懲戒、服務、賞罰その他身分に関する事。 (6)～(20) [略] (21) 教育財産(幼稚園の用に供するものを除く。)_の管理の総括に関する事。 (22) 教育委員会の所管に属する学校(幼稚園を除く。)_の施設の整備及び営繕に関する事。 (23)～(25) [略] (学校教育課の分掌事務) 第6条 学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>

<p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 就学、<u>転入学及び就園</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10)～(13) [略]</p> <p>(14) <u>幼稚園の就園奨励</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(15)～(18) [略]</p> <p>(19) _____<u>幼保連携型認定こども園における学校教育に関する専門的事項の助言又は援助</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(20) [略]</p>	<p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 就学<u>及び転入学</u>_____に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10)～(13) [略]</p> <p>(14)～(17) [略]</p> <p>(18) <u>幼稚園及び幼保連携型認定こども園における学校教育に関する専門的事項の助言又は援助</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(19) [略]</p>
<p>備考 改正部分は下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

理由

市立幼稚園に係る事務について、令和5年4月から健康こども部の分掌事務とするため、所要の改正を行おうとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第13号

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程等の一部を改正する訓令の制定について
教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程等の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和5年3月23日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

(教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正)

第1条 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成24年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(補助執行させる事務等) 第2条 市長の補助機関である職員に執行させる事務は、次のとおりとする。 (1)～(12) [略]</p>	<p>(補助執行させる事務等) 第2条 市長の補助機関である職員に執行させる事務は、次のとおりとする。 (1)～(12) [略] <u>(13) 幼稚園の職員の任免、分限、懲戒、服務、賞罰その他身分に関すること。</u> <u>(14) 教育財産（幼稚園に関するものに限る。）の管理の総括に関すること。</u> <u>(15) 就園に関すること。</u> <u>(16) 幼稚園の施設の整備及び営繕に関すること。</u></p>
<p>備考 改正部分は下線の部分である。</p>	

(一関市長の権限に属する事務の補助執行に係る分掌事務規程の一部改正)

第2条 一関市長の権限に属する事務の補助執行に係る分掌事務規程（平成21年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(教育総務課の分掌事務)</p> <p>第2条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>遠距離保育施設等通園費補助金に関すること（市立幼稚園に係る申請の受付に限る。）。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(学校教育課の分掌事務)</p> <p>第3条 学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による教育・保育給付の支給認定に関すること（幼稚園に係る事務に限る。）。</u></p> <p>(3) <u>幼稚園型一時預かり事業に関すること（幼稚園に係る事務に限る。）。</u></p> <p>(4) <u>特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付事業に関すること（幼稚園に係る事務に限る。）。</u></p> <p>(5)~(7) [略]</p>	<p>(教育総務課の分掌事務)</p> <p>第2条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(学校教育課の分掌事務)</p> <p>第3条 学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2)~(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

理由

市立幼稚園に係る事務について、令和5年4月から健康こども部の分掌事務とするため、所要の改正を行おうとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第14号

一関市個人情報等保護管理規程の制定について

一関市個人情報等保護管理規程を別紙のとおり制定する。

令和5年3月23日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正により、令和5年4月1日から、同法の規定が地方公共団体においても適用されるため、同法に規定する保有個人情報及び一関市個人情報保護等に関する条例（令和5年一関市条例第2号）に規定する死者の情報並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する特定個人情報の保護管理に関し、必要な事項を定めようとするもの。

一関市個人情報等保護管理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第1項に規定する保有個人情報及び一関市個人情報の保護等に関する条例（令和5年一関市条例第 号。以下「条例」という。）第2条第1項第2号に規定する死者の情報（以下「個人情報等」と総称する。）並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報の保護管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「課等」とは、市長部局の課、室、出張所、公の施設等、教育委員会事務局の課及び教育機関、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会、消防本部の課、消防署並びに分署及び分遣所、上下水道部の課並びに病院事業の事務局及び施設をいう。

2 前項に定めるもののほか、この訓令において使用する用語の意義は、法、条例、番号法及び一関市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年一関市規則第 号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(情報セキュリティ責任者等の設置)

第3条 市が保有する個人情報等及び特定個人情報の保護管理の総括を行わせるため、最高情報セキュリティ責任者(Chief Information Security Officer、以下「CISO」という。)を置き、市長公室の事務を担当する副市長をもって充てる。

2 CISOを補佐し、CISOに事故があるとき、又は欠けたときにCISOの職務を代理させるため、統括情報セキュリティ責任者を置き、市長公室統括監をもって充てる。

3 個人情報等及び特定個人情報を取り扱う事務を所管している課等における当該情報の保護管理を行わせるため、情報セキュリティ管理者を置き、課等の長をもって充てる。

4 情報セキュリティ管理者は、課等における個人情報等及び特定個人情報の適正な管理及び運用について必要な措置を講ずるとともに、所属職員を指揮監督するものとする。

(情報セキュリティ管理者による個人情報等の適正管理)

第4条 情報セキュリティ管理者は、課等における個人情報等及び特定個人情報の保護管理を、法令等の規定に基づき適正に行わなければならない。

2 情報セキュリティ管理者は、法第69条第2項（条例第8条の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定により利用目的以外の目的のために個人情報等を自ら利用し、若しくは提供しようとするときは、同項の規定に適合するものであ

ることを記録しておかなければならない。

- 3 情報セキュリティ管理者は、番号法第19条第13号及び第15号から第17号までの規定により特定個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、これらの行為が番号法に適合するものであることを記録しておかなければならない。

(事前協議)

第5条 情報セキュリティ管理者は、法第69条第2項の規定により同一の実施機関内部の他の情報セキュリティ管理者が所管する個人情報等を利用しようとするとき、又は他の実施機関の情報セキュリティ管理者が所管する個人情報等の提供を受けようとするときは、あらかじめ個人情報等目的外利用（提供）に係る協議書（様式第1号）によりCISOに協議しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、情報セキュリティ管理者は、個人情報等を所管する情報セキュリティ管理者が緊急かつやむを得ないと認めたときは、協議を省略することができる。この場合において、個人情報等を所管する情報セキュリティ管理者は、個人情報等目的外利用（提供）報告書（様式第2号）をCISOに提出しなければならない。

(外部提供の可否の通知)

第6条 次に掲げる通知は、CISOの承認を得て行わなければならない。

- (1) 規則第3条第3項の規定による個人情報等の外部提供の可否の通知
- (2) 規則第4条第3項の規定による個人関連情報の提供に係る通知
- (3) 規則第5条第2項の規定による、病院、診療所等における個人関連情報の提供に係る通知

- 2 規則第3条第4項の規定により口頭により外部提供の可否の通知をしたときは、個人情報等を所管する情報セキュリティ管理者は、口頭による個人情報等外部提供可否決定通知報告書（様式第3号）をCISOに提出しなければならない。

(特定個人情報の移転等に係る報告)

第7条 特定個人情報を所管する情報セキュリティ管理者は、次の各号に該当するときは、特定個人情報移転（提供）報告書（様式第4号）をCISOに提出しなければならない。

- (1) 一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年一関市条例第45号。以下「番号条例」という。）第4条第2項若しくは第3項の規定により、同一の実施機関内部の他の情報セキュリティ管理者に特定個人情報を移転したとき。
- (2) 番号条例第5条第1項の規定により他の実施機関に特定個人情報を提供したとき。
- (3) 番号法第19条第13号及び第15号から第17号までの規定により、特定個人情報を提供したとき。

(開示決定に係る期限)

第8条 情報セキュリティ管理者は、法第83条（条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の開示決定等をするときは、開示請求があった日から14日以内にするよう努めなければならない。

（補則）

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（一関市個人情報保護管理規程の廃止）

2 一関市個人情報保護管理規程（平成23年一関市・一関市教育委員会・一関市選挙管理委員会・一関市監査委員・一関市農業委員会・一関市固定資産評価審査委員会・一関市消防本部・一関市水道・一関市簡易水道・一関市工業用水道・一関市病院事業訓令第1号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この訓令の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の一関市個人情報保護管理規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

最高情報セキュリティ責任者 副市長 様

情報セキュリティ管理者

個人情報等目的外利用（提供）に係る協議書

個人情報等の目的外の利用をしたい（提供を受けたい）ので、次のとおり協議します。

事務の名称	
個人情報等の名称	
利用目的又は理由	
利用する個人情報等の項目	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報等の管理方法及び保管場所	
個人情報等の廃棄方法及び廃棄年月日	
個人情報等の受払方法	
備考	<input type="checkbox"/> 法第69条第1項に該当（法令の規定によるもの） <input type="checkbox"/> 法第69条第2項に該当（法令の規定によらないもの）

※ 参考となる資料がある場合は添付のこと。

所管部課等	部長	部次長	課長	課 員	
	目的外の利用（提供）の可否区分			可否の理由	
	<input type="checkbox"/> 法令の規定により可（個人情報保護法第69条第1項該当） <input type="checkbox"/> 可（個人情報保護法第69条第2項第 号を適用） <input type="checkbox"/> 否				

最高情報セキュリティ責任者 副市長 様

情報セキュリティ管理者

個人情報等目的外利用（提供）報告書

次の理由により協議を省略し、個人情報等の目的外利用（提供）の可否を決定したので報告します。

区 分	<input type="checkbox"/> 可（個人情報保護法第69条第2項第 号を適用） <input type="checkbox"/> 否
可否及び協議を省略した理由	

※目的外利用（提供）の個人情報等の内容

個人情報等を利用する課等	
事務の名称	
個人情報等の名称	
利用目的又は理由	
利用する個人情報等の項目	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報等の管理方法及び保管場所	
個人情報等の廃棄方法及び廃棄年月日	
個人情報等の受払方法	
備考	

最高情報セキュリティ責任者 副市長 様

情報セキュリティ管理者

口頭による個人情報等外部提供可否決定通知報告書

個人情報の保護に関する法律第69条第2項の規定による個人情報等の利用目的以外の提供について、次の理由により個人情報等の提供の可否を決定し、一関市個人情報の保護に関する法律等施行規則第3条第4項の規定により口頭により通知したので報告します。

区 分	<input type="checkbox"/> 可（個人情報保護法第69条第2項第 号を適用） <input type="checkbox"/> 否
可否及び口頭により通知をした理由	

※外部提供の個人情報等の内容

個人情報等を提供したものの	
事務の名称	
個人情報等の名称	
利用目的又は理由	
利用する個人情報等の項目	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報等の管理方法及び保管場所	
個人情報等の廃棄方法及び廃棄年月日	
個人情報等の受払方法	
備考	

最高情報セキュリティ責任者 副市長 様

情報セキュリティ管理者

特定個人情報移転（提供）報告書

次のとおり特定個人情報を移転（提供）したので報告します。

区 分	<input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 番号条例第4条第2項（番号法別表第2第 項）を適用 <input type="checkbox"/> 番号条例第4条第3項（別表第2第 項）を適用 <input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 番号条例第5条第1項（別表第3第 項）を適用 <input type="checkbox"/> 番号法第19条第 号を適用
-----	--

※移転（提供）の特定個人情報の内容

特定個人情報を利用 （提供）する相手先	
事 務 の 名 称	
特定個人情報の名称	
利用目的又は理由	
利用する特定個人情報 の 項 目	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
特定個人情報の管理 方法及び保管場所	
特定個人情報の廃棄 方法及び廃棄年月日	
特 定 個 人 情 報 の 受 払 方 法	
備 考	